

公示番号：160332

国名：セネガル

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第三チーム

案件名：小規模園芸農家能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年6月下旬から2016年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 15点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査または計画策定
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
特になし。
- (2) 必要予防接種：
黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

セネガル共和国（以下、「セネガル」）では、農業セクターの GDP 貢献度は 15.8%（2014 年）と年々相対的に低下しつつあるものの、全労働力人口の約 7 割が農業に従事しており、依然として同国の主要産業と位置付けられている。また、全農家世帯の 7 割が貧困層の集中する農村部で生活しており、貧困削減、雇用確保および同国経済の活性化の面から国家政策の中でも最重要セクターの一つとされている。

セネガルの農業セクターは、ラッカセイ、ヒエ、トウモロコシ、コメ、綿花等が主要産品であるが、近年、ラッカセイは国際市場の低迷や生産量の低下などの課題を抱えており、またコメを初めとした主要穀物も生産拡大が進められるも、依然として多くを輸入に依存している状況にある。他方、園芸作物については、2007 年までの 15 年で年平均成長率 5.5%、2008 年は 8%と急成長を遂げており、近年になって政府・他ドナーからも大きな関心が注がれている。

現在、セネガルで生産される園芸作物の生産量の 7 割は小規模農家により生産されているが、園芸作物の産出額の 27%は輸出によるもので、農家数の 1%に満たない大規模農家によって獲得されており、一般の小規模農家との収入の格差は非常に大きい。一方で、国内では都市部人口の増加につれて園芸作物の消費が増加する傾向にあり、園芸作物の生産により小規模農家の生計向上の可能性は拡大している。とりわけ、本事業の対象地域であるニャイ地区¹は、地下水位が高く、比較的涼しい気候であり農業生産条件が良好なため、セネガルで最も重要な園芸栽培地帯となっており、国内生産量の約 6 割を占めている。

しかしながら、ニャイ地区の大部分を占める小規模農家は、園芸作物の生産量の増加につれ、「収穫期の値崩れや農産物の廃棄」、「低い保存・加工技術」、「資金へのアクセス」等の問題から、収入が期待通りに伸びていない。また、行政機関の職員および普及員数は少なく、十分に機能していない状況にあり、小規模農家の根本的な課題解決には至っていない。このため、生産者の能力強化と組織強化、市場動向を踏まえた栽培時期の調整、生産から流通に至るステークホルダー間の連携強化、普及員の能力強化等の対策が必要となっている。

セネガル政府は、セネガル新興計画（PSE: Plan Sénégal Emergent）の下、セネガル農業推進加速プログラム（PRACAS）を作成し、国内生産の優位性及び雇用創設と収入向上への貢献から園芸作物を特定作物の一つに選定し、生産性を強化する方針としている。

これに対し、我が国は対セネガル国別援助方針において、重点分野「持続的経済成長の後押し」の開発課題のひとつとして「第一次産業振興」を掲げ、農村住民の収入向上、経済活動の活性化を含む「農村経済向上支援プログラム」を実施している。

更に、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）においても重点方針とされた「自給自足から儲かる農業への転換（SHEP アプローチ²）」の広域化の枠組みで実施している研修に、セネガルも参加しており、SHEP アプローチを取り入れたパイロット活動を主体的に進めている。

かかる状況のもと、セネガル農業・農村施設省は、小規模園芸農家ならびに農民組織としての市場対応能力を強化し、農家の収入向上を図るべく、我が国に対し、「小規模園芸農家能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトについて、セネガル側関係機関との協議、現地調査を通じての協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析、協力計画の策定を目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事

¹ ニャイ地区とは、首都ダカールからサンルイまでの沿岸サヘル地域一帯を指し、長さ約 180km、海岸線から内陸部にかけての幅は 5km から 30km の範囲に位置する。ダカール州、ティエス州、ルーガ州、サンルイ州の 4 州に跨っている。

² 当機構はケニアにおいて小規模園芸農家を対象に、市場志向型の農業普及を目指す技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP、2006-2009 年）」および「小規模園芸農人組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP、2010-2015 年）」を実施してきたが、両プロジェクトでは、農家に「作ってから売る」から「売るために作る」への意識改革を起し、それを農家自ら実践するための各種支援活動を行った結果、対象農民の所得向上という成果を上げている。このケニアで成果をあげている手法や考え方を SHEP アプローチと呼んでいる。

者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016 年 6 月下旬～7 月上旬)

- ①要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) し、担当分野に係る調査計画・方針 (案) の検討を行う。
- ②現地調査で収集すべき情報および調査方法を検討した上で、必要に応じセネガル側関係機関 (農業省及び関係機関) に対する質問票 (案) (英文または仏文) を作成し、JICA セネガル事務所等を通して配布する。
- ③調査方針及び収集した情報等を踏まえ、PDM (Project Design Matrix) (案)、PO (Plan of Operations) (案) 及び事前評価表 (案) の担当分野の関連部分を検討する。
- ④調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2016 年 7 月中旬～下旬)

- ①JICA セネガル事務所等との打合せに参加する。
- ②セネガル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ③質問票回収やインタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料の収集を行い、他の調査団員や当機構関係者に共有する。
 - a. 開発計画および農業・農村開発関連政策における本プロジェクトの位置づけ
 - b. 先方関係機関、特に実施機関の組織体制 (人員、予算、所管事項、業務内容等) と関連する法制度
 - c. 関連セクターにおける他ドナー・機関の援助動向、内容及び結果
 - d. ニヤイ地区生産者組織の体制、予算、課題、活動内容
 - e. 関連セクターにおける市場関係者の動向、課題
- ④評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、結果を取りまとめる。
- ⑤収集資料の整理・分析、資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ⑥プロジェクト開始までのスケジュール、先方負担事項及びプロジェクト開始までに双方が取るべき措置についての検討に協力する。
- ⑦調査結果及びセネガル側との協議・調査団内協議結果を取りまとめ、PDM 案、PO 案 (いずれも和文、英文)、事業事前評価表 (案) (和文) を修正する。
- ⑧セネガル側と締結する M/M (Minutes of Meeting) 案、R/D (Record of Discussions) 案 (いずれも英文) の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA セネガル事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016 年 8 月上旬～中旬)

- ①団員コメントを参考にし、事業事前評価表 (案) (和文) の修正作業を行う。
- ②帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1)、(2) とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
- (2) 事業事前評価表 (修正案) (和文)

上記 (1)、(2) については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願う。

ます。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICA より別途支給いたします。(見積書の航空賃及び日当・宿泊費料欄には0円と記載下さい。)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年7月9日～2016年7月31日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 市場志向型農業 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAセネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄仏語の通訳を必要に応じ手配します。

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム (TEL:03-5226-8455) にて配布します。

・要請書

・セネガル国「農業技術アドバイザー」調査報告書：ニヤイ地区における野菜生産にかかる営農状況調査

・『アフリカ地域 市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2015年第1回目調査：コートジボワール、ブルキナファソ、セネガル)』

・『アフリカ地域 市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2015年第5回目調査：南アフリカ)』：各国進捗段階の取り纏め

・「SHEP広域展開調査報告～エチオピア・ジンバブエ・セネガル等～ (2015年12月)」プレゼン資料

②本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・SHEPアプローチに係る調査研究結果 (『ケニア共和国 小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書』)

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12247334.pdf)

(3) その他

①仏語能力を有することが望ましい。

- ②市場志向型農業分野のプロジェクトの評価経験があることが望ましい。
- ③業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAセネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ⑤本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上